

兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済 会計処理について

目 次

	ページ
1. 兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済の会計処理	1
(1) 本共済仕訳特有の勘定科目	2
2. 掛金徴収時の処理	3
3. 掛金納付時の処理	3
4. 退職一時金支払時の処理	4
(1) 源泉徴収を行う必要がなく、職員の口座に直接給付する場合	4
(2) 法人を経由して職員に給付する場合	6
a. 源泉徴収を行う必要がない場合	7
b. 源泉徴収を行う必要がある場合	8
c. 懲戒解雇等により、給付額を一部制限（職員負担分の掛金相当額+ α 給付）する場合	9
d. 懲戒解雇等により、給付額を全部制限（職員負担分の掛金相当額のみ給付）する場合	11
5. 異動時の処理	12
6. 期末の処理	14

平成 24 年 2 月発行

平成 24 年 4 月施行

平成 28 年 3 月改訂

兵庫県社会福祉協議会

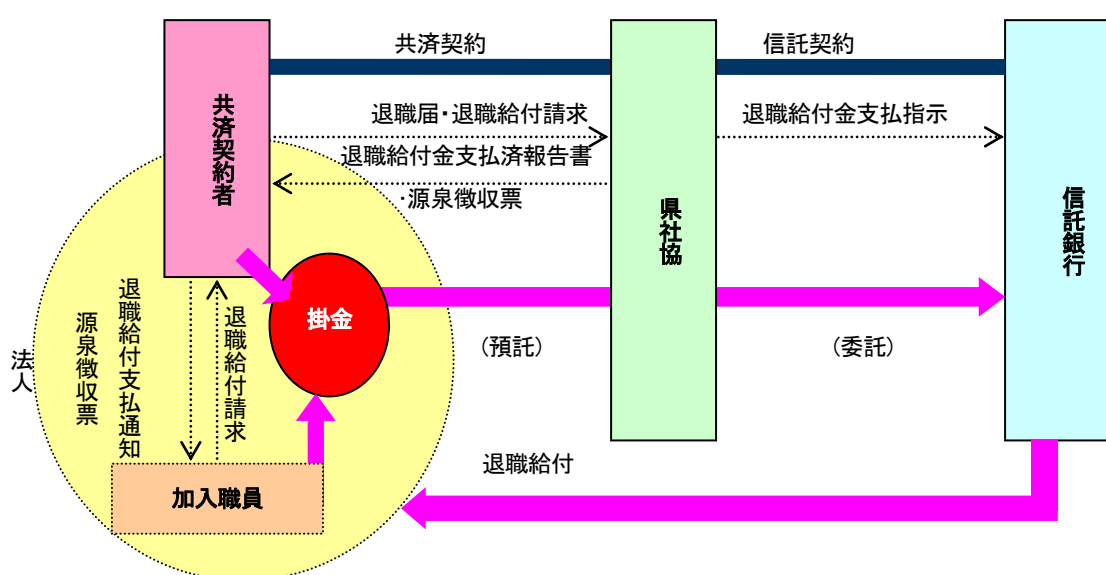
1. 兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済の会計処理

兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済（以下、本共済）は、福祉医療機構「社会福祉施設職員等退職手当共済」のように法律に基づくものではなく、各法人と兵庫県社会福祉協議会（以下、県社協）の当事者間の契約にもとづいて運営されています。

民間の契約では、法人が拠出した共済掛金を費用処理（損金処理）すること、退職給付金を退職所得として扱うことはできませんが、本共済の創設時に税務当局に照会を行った結果、各法人で掛金の積立処理を行うことで退職給付金を退職所得として扱うこととなりました。

よって、本共済の会計処理はやや複雑になっていますが、これより本共済の取引の流れに沿って、例示しますので、ご参照ください。

<共済契約の関係図>



◆社会福祉法人新会計基準への対応について◆

本共済制度の会計処理については現在、近畿社会福祉従事者共済連絡協議会・近畿ブロック会議で申し合わせた独自の科目を設定し、処理することとしております。

またこの冊子は平成 27 年度までに移行を完了した社会福祉法人新会計基準に基づく会計処理の方法で記載しています。

※全国社会福祉団体職員退職手当積立基金に加入する社協の会計処理については、別に会計仕訳説明書を作成していますので、ご注意ください。

(1) 本共済仕訳特有の勘定科目

前述のとおり、本共済では、独自の科目を設定し、処理することとしています。

※ 標準科目として掲載されていないものは《新設》と付記していますので、ご確認ください。

財務諸表の種類	参考:新会計基準への移行前	移行後:新会計基準
貸借 対照表	固定資産：退職共済預け金《新設》 ※社協を除く	固定資産：退職給付引当資産 ※社協を除く
事業活動 計算書	引当金戻入：退職給与引当金戻入	—
	人件費：退職金 引当金繰入：退職給与引当金繰入	} 人件費：退職給付費用
	その他の事業外収入：事業外雑収入《新設》 その他の事業外損失：事業外雑損失《新設》	
資金収支 計算書	人件費支出：退職金 (財務活動) その他の収入：退職共済給付金収入《新設》 その他の支出：退職共済預け金支出《新設》 ※社協を除く	人件費支出：退職給付支出 (財務活動) その他の活動による収入： 退職共済給付金収入《新設》 その他の活動による支出： 積立資産支出： 退職給付引当資産支出

事業仕訳と資金仕訳

本共済に関する取引は、事業仕訳と資金仕訳の両方が必要になる場合があります。先に事業仕訳を行い、後から資金仕訳を行う方法を「**事業-資金法**」、先に資金仕訳を行う方法を「**資金-事業法**」と便宜的に呼ぶことにします。その表示のない仕訳は両法とも同じ仕訳です。

「事業-資金法」の特徴は、資金仕訳の際に必ず「**支払資金**」を相手科目として用いることです。「支払資金」は、事業仕訳において流動資産・流動負債となっている科目を、資金仕訳において総称してこう呼び、勘定科目として使用します。(支払資金を勘定科目として使いますが、貸借対照表他の計算書類に出てくる科目ではありません。)

これに対し、「資金-事業法」の特徴は、事業仕訳の固定資産、固定負債の相手科目が会計ソフトにより独自に決められていることです。以下の設例では、で示しています。わからない場合はメーカーに問い合わせてください。

2. 掛金徴収時の処理

給与支給時に職員負担分の掛金 30 を預かった場合の、処理は次のとおりです。

借 方		貸 方	
大区分	中区分（補助科目）	大区分	中区分（補助科目）
人 件 費	職員給料 *** ***
		流 動 負 債	職員預り金（退職共済） 30

※資金収支計算書では、職員給料支出

3. 掛金納付時の処理

施設・法人掛金、職員負担掛金各 30 を県社協に支払った場合の処理は、次のとおりです。

①事業-資金法（上段が事業仕訳、下段が資金仕訳 以下同じ）

借 方		貸 方	
大区分	中区分（補助科目）	大区分	中区分（補助科目）
流 動 負 債	職員預り金（退職共済） 30	流 動 資 産	現金預金 60
固 定 資 産	退職給付引当資産 30		

積立資産支出	退職給付引当資産支出 30		支払資金 30
--------	---------------	--	---------

注) この資金仕訳は、正確には

支払資金	30	支払資金	30
退職給付引当資産支出	30	支払資金	30

となりますが、上行の仕訳勘定科目、金額とも貸借同一ですので省略しています。

以下の資金仕訳も、このような場合は省略します。

②資金-事業法（上段が資金仕訳、下段が事業仕訳 以下同じ）

借 方		貸 方	
大区分	中区分（補助科目）	大区分	中区分（補助科目）
流 動 負 債	職員預り金（退職共済） 30	流 動 資 産	現金預金 60
積立資産支出	退職給付引当資産支出 30		

固 定 資 産	退職給付引当資産 30		30
---------	-------------	--	----

資金-事業法のこの勘定科目は、会計ソフトで異なります。各ソフトの指示に従ってください。
なお、以下の仕訳においても同じですので、ご了承ください。

4. 退職一時金支払時の処理

(1) 源泉徴収を行う必要がなく、職員の口座に直接給付する場合

加入者が退職し、退職給付金支払報告書により、

- 退職一時金の支給 120
- 退職時までの掛金累計額 職員 70、事業主 70
- 退職給付引当金 50

であることが確認された場合の処理は、次のとおりです。

①事業-資金法

借 方		貸 方	
大区分	中区分 (補助科目)	大区分	中区分 (補助科目)
固 定 負 債	退職給付引当金 50	固 定 資 産	退職給付引当資産 70
その他のサービ ス活動外費用	雑損失 20		
	支払資金 50	その他の活動 による収入	退職共済給付金収入 50
人 件 費 支 出	退職給付支出 50		支払資金 50

※この場合は、次のようにお考えください。

(事業仕訳)

- 1.支給された退職給付金 120 のうち、70 は本人掛金の戻りである。→ **法人で仕訳する必要はない**
- 2.法人の掛金積立額 70 を取崩した。→ **貸方は退職給付引当資産となる**
- 3.法人からは 50 が退職金として支給された。
→ 退職給付引当金として計上してある→ **借方は退職給付引当金となる**
- 4.法人の掛金積立額 70 から退職金は 50 しか支払われなかった。
→ 差額 20 は法人の損失である→ 固定資産の減少となる (資金の減少を伴わない) 損失である
→ **借方は雑損失となる**

(資金仕訳)

- 5.法人掛金分の職員へのお金の流れは、「法人が 50 のお金を退職給付金として受け取り、50 の退職金を支払った」とみなす。

資金仕訳の 2 行目で「借方：退職給付支出 50」とあります。これは、「資金収支計算書の退職給付支出に 50 計上されるが、事業活動計算書の退職給付費用には計上されない」ということです。

各会計ソフトにおいて、退職金は資金・事業共通科目として、一方に計上すると自動的に他方に計上されてしまうものがありますが、誤りとなりますので、ソフトメーカーに照会のうえご対応ください。

この事例は、退職給付引当金 < 事業主掛金累計額の場合ですが、
退職給付引当金 > 事業主掛金累計額の場合の事業仕訳は下記のとおりです。

借 方		貸 方	
大区分	中区分（補助科目）	大区分	中区分（補助科目）
固 定 負 債	退職給付引当金 ***	固 定 資 産	退職給付引当資産 ***
		その他のサービ ス活動外収益	雑収益 ***

②資金-事業法

借 方		貸 方	
大区分	中区分（補助科目）	大区分	中区分（補助科目）
人 件 費 支 出	退職給付支出 50	その他の活動に よ る 収 入	退職共済給付金収入 50

固 定 負 債	退職給付引当金 50		<input type="text"/> 50
	<input type="text"/> 50	固 定 資 産	退職給付引当資産 70
その他のサービ ス活動外費用	雑損失 20		

※この場合は、次のようにお考えください。

（資金仕訳）

1. 職員に支給された退職手当金 120 のうち、70 は本人の掛金の戻りである。
→ **法人で仕訳する必要ない**
2. 法人掛金分の職員へのお金の流れは、「法人が 50 のお金を退職給付金として受け取り、50 の退職金を支払った。」とみなす。

（事業仕訳）

3. 法人の掛金積立額 70 を取崩した。
→ **貸方：退職給付引当資産となる**
4. 法人からは 50 が退職金として支給された。
→退職給付引当金として計上してある → **借方：退職給付引当金となる**
5. 法人の掛金積立額 70 から退職金は 50 しか支払われなかった。
→差額 20 は法人の損失である → 固定資産の減少となる（資金の減少を伴わない）損失である
→ **借方：雑損失となる**

資金仕訳で「借方：退職給付支出 50」となっています。これは、「資金収支計算書の退職給付支出に 50 計上されるが、事業活動計算書の退職給付費用には計上されない」ということです。

各会計ソフトにおいて、退職金は資金・事業共通科目として、一方に計上すると自動的に他方に計上されてしまうものがありますが、誤りとなりますので、ソフトメーカーに照会のうえご対応ください。

(2) 法人を経由して職員に給付する場合

加入者が退職し、120 の退職一時金が法人指定口座に送金されました。
退職給付金支払報告書により、

○退職一時金の支給	120
○退職時までの掛金累計額 職員 70、事業主 70	
○退職給付引当金	50

であることが確認されて、

- 源泉徴収を行う必要がない場合
- 源泉徴収を行う必要がある場合
- 懲戒解雇等により、給付額を一部制限(職員負担分の掛金相当額 + α 給付)する場合
- 懲戒解雇等により、給付額を全部制限(職員負担分の掛金相当額のみ給付)する場合

* 退職一時金の源泉徴収について

退職所得の控除額は勤続年数により異なります。

勤続年数(=A)	退職所得控除額
20 年以下	40 万円 × A (80 万円に満たない場合には、80 万円)
20 年超	800 万円 + 70 万円 × (A - 20 年)

本共済の場合は、これまでの職員掛金累計額が退職一時金に含まれているので、「退職所得」とみなされるのは下記の額となります。

$$(\text{退職所得とみなされる額}) = (\text{退職一時金額}) - (\text{職員掛金累計額})$$

<例> 加入期間 10 年、職員掛金累計額 100 万円 (事業主・職員各 50 万円)、
退職一時金額 104 万円の者の場合

- 退職所得控除額 = 400 万円 (40 万円 × 10 年)
- 退職所得とみなされる額 = 54 万円 (104 万円 - 職員掛金 50 万円)
- 退職所得控除額 > 退職所得とみなされる額のため、源泉徴収不要

上記のとおり、本共済の退職一時金には、職員掛金累計額が含まれており、全額が退職所得とみなされるわけではありません。

ただし、複数の退職共済制度から受給する場合は、その合計額が退職所得控除額を越えると源泉徴収を行う必要がありますのでご注意ください。

※ 福祉医療機構「社会福祉施設職員等退職手当共済」の加入者で、同制度での退職手当金を同時に請求する場合は、福祉医療機構の退職手当金と本共済の支給額とを合算し、福祉医療機構が源泉徴収事務を行いますので対応不要です。

以下、a～d のパターン別の仕訳をお示ししますので、ご参照ください。

ただし、法人の指定口座に着金した退職一時金 120 のうち、職員負担分の掛金 70 については、預り金で入金計上し、預り金で出金処理してください。この預り金処理以外の仕訳は次のとおりです。

a. 源泉徴収を行う必要がない場合

①事業-資金法

借 方		貸 方	
大区分	中区分 (補助科目)	大区分	中区分 (補助科目)
流 動 資 産	現金預金 50	固 定 資 産	退職給付引当資産 70
その他のサービ ス活動外費用	雑損失 20		

	支払資金 50	その他の活動に よる収入	退職共済給付金収入 50
--	---------	-----------------	--------------



借 方		貸 方	
大区分	中区分 (補助科目)	大区分	中区分 (補助科目)
固 定 負 債	退職給付引当金 50	流 動 資 産	現金預金 50

人 件 費 支 出	退職給付支出 50		支払資金 50
-----------	-----------	--	---------

②資金-事業法

借 方		貸 方	
大区分	中区分 (補助科目)	大区分	中区分 (補助科目)
流 動 資 産	現金預金 50	その他の活動に よる収入	退職共済給付金収入 50

その他のサービ ス活動外費用	<input type="text"/> 50 雑損失 20	固定資産	退職給付引当資産 70
-------------------	-----------------------------------	------	-------------



借 方		貸 方	
大区分	中区分 (補助科目)	大区分	中区分 (補助科目)
人 件 費 支 出	退職給付支出 50	流 動 資 産	現金預金 50

固 定 資 産	退職給付引当金 50		<input type="text"/> 50
---------	------------	--	-------------------------

b. 源泉徴収を行う必要がある場合 ((例) 源泉徴収税額: 2)

①事業-資金法

借 方		貸 方	
大区分	中区分 (補助科目)	大区分	中区分 (補助科目)
流 動 資 産	現金預金 50	固 定 資 産	退職給付引当資産 70
その他のサービス活動外費用	雑損失 20		

	支払資金 50	その他の活動による収入	退職共済給付金収入 50
--	---------	-------------	--------------



借 方		貸 方	
大区分	中区分 (補助科目)	大区分	中区分 (補助科目)
固 定 負 債	退職給付引当金 50	流 動 資 産	現金預金 48
		流 動 負 債	職員預り金 2

人 件 費 支 出	退職給付支出 50		支払資金 50
-----------	-----------	--	---------



借 方		貸 方	
大区分	中区分 (補助科目)	大区分	中区分 (補助科目)
流 動 負 債	職員預り金 2	流 動 資 産	現金預金 2

②資金-事業法

借 方		貸 方	
大区分	中区分 (補助科目)	大区分	中区分 (補助科目)
流 動 資 産	現金預金 50	その他の活動による収入	退職共済給付金収入 50

その他のサービス活動外費用	<input type="text"/> 50 雑損失 20	固 定 資 産	退職給付引当資産 70
---------------	-----------------------------------	---------	-------------



借 方		貸 方	
大区分	中区分 (補助科目)	大区分	中区分 (補助科目)
人 件 費 支 出	退職給付支出 50	流 動 資 産	現金預金 48
		流 動 負 債	職員預り金 2

固 定 負 債	退職給付引当金 50		<input type="text"/> 50
---------	------------	--	-------------------------



借 方		貸 方	
大区分	中区分 (補助科目)	大区分	中区分 (補助科目)
流 動 負 債	職員預り金 2	流 動 資 産	現金預金 2

【参考】

＜源泉徴収税額の計算の仕方＞

(例 1)退職所得額が 800 万円、勤続年数 10 年 2 か月の人の場合

- イ 勤続年数 11 年(1 年未満の端数は 1 年に切上げ)
- ロ 退職所得控除額 40 万円×イの勤続年数=40 万円×11 年=440 万円
- ハ 課税退職所得金額 (退職金の支給額-ロ)×1/2
=(800 万円-440 万円)×1/2=180 万円
- ニ 税額 ハ×所得税の税率=180 万円×5%=**9 万円**

(例 2)退職金の支給額が 2,300 万円、勤続年数が 29 年 2 か月の人の場合

- イ 勤続年数 30 年(1 年未満の端数は、1 年に切上げ)
- ロ 退職所得控除額 800 万円+70 万円×(イの勤続年数-20 年)
=800 万円+70 万円×10 年=1,500 万円
- ハ 課税退職所得金額 (退職金の支給額-ロ)×1/2
=(2,300 万円-1,500 万円)×1/2=400 万円
- ニ 税額 ハ×所得税の税率=400 万円×20%-427,500 円=**372,500 円**

* 退職所得にかかる住民税について

平成 23 年度の税制改正により、退職所得に係る個人市民税・県民税所得割額^(注)の 10%税額控除(次の式)
×0.9 の部分)が、平成 25 年 1 月 1 日以降に支払われる退職所得に係る分から廃止されることとなりました。上記
所得税とともに源泉徴収が必要となりますので、ご注意ください。

(注)他の所得に係る個人市民税・県民税所得割額と分離して、別途計算することとなっています(100 円未満の税額は切捨て)

平成 24 年 12 月 31 日までに支払われる退職所得について

↓ 個人市民税所得割額 = (退職金収入額 - 退職所得控除額) × 2 分の 1 × 6% × 0.9
個人県民税所得割額 = (退職金収入額 - 退職所得控除額) × 2 分の 1 × 4% × 0.9

平成 25 年 1 月 1 日以降に支払われる退職所得について

個人市民税所得割額 = (退職金収入額 - 退職所得控除額) × 2 分の 1 × 6%
個人県民税所得割額 = (退職金収入額 - 退職所得控除額) × 2 分の 1 × 4%

c. 懲戒解雇等により、給付額を一部制限(職員負担分の掛金相当額 + α 給付)する場合

①事業-資金法

借 方		貸 方	
大区分	中区分 (補助科目)	大区分	中区分 (補助科目)
流 動 資 産	現金預金 50	固 定 資 産	退職給付引当資産 70
その他のサービ ス活動外費用	雑損失 20		

	支払資金	50	その他の活動による収入	退職共済給付金収入	50
--	------	----	-------------	-----------	----



借 方		貸 方	
大区分	中区分 (補助科目)	大区分	中区分 (補助科目)
固 定 負 債	退職給付引当金 50	流 動 資 産	現金預金 25
		その他のサービス活動外収益	雑収益 25

人 件 費 支 出	退職給付支出	25		支払資金	25
-----------	--------	----	--	------	----

②資金-事業法

借 方		貸 方	
大区分	中区分 (補助科目)	大区分	中区分 (補助科目)
流 動 資 産	現金預金 50	その他の活動による収入	退職共済給付金収入 50

その他のサービス活動外費用	<input type="text"/> 50 雑損失 20	固 定 資 産	退職給付引当資産 70
---------------	-----------------------------------	---------	-------------



借 方		貸 方	
大区分	中区分 (補助科目)	大区分	中区分 (補助科目)
人 件 費 支 出	退職給付支出 25	流 動 資 産	現金預金 25

固 定 負 債	退職給付引当金 50	その他のサービス活動外収益	<input type="text"/> 25 雑収益 25
---------	------------	---------------	-----------------------------------

d. 懲戒解雇等により、給付額を全部制限(職員負担分の掛金相当額のみ給付)する場合

①事業-資金法

借 方		貸 方	
大区分	中区分 (補助科目)	大区分	中区分 (補助科目)
流 動 資 産	現金預金 50	固 定 資 産	退職給付引当資産 70
その他のサービス活動外費用	雑損失 20		

	支払資金 50	その他の活動による収入	退職共済給付金収入 50
--	---------	-------------	--------------



借 方		貸 方	
大区分	中区分 (補助科目)	大区分	中区分 (補助科目)
固 定 負 債	退職給付引当金 50	その他のサービス活動外収益	雑収益 50

②資金-事業法

借 方		貸 方	
大区分	中区分 (補助科目)	大区分	中区分 (補助科目)
流 動 資 産	現金預金 50	その他の活動による収入	退職共済給付金収入 50

その他のサービス活動外費用	<input type="text"/> 50 雑損失 20	固 定 資 産	退職給付引当資産 70
---------------	-----------------------------------	---------	-------------



借 方		貸 方	
大区分	中区分 (補助科目)	大区分	中区分 (補助科目)
固 定 負 債	退職給付引当金 50	その他のサービス活動外収益	雑収益 50

5. 異動時の処理

(1) 職員の転職その1 ～ 共済加入法人間での異動の場合 ～

加入法人 A をやめた職員が、加入法人 B で採用されました。

法人 A の掛金累計額は 50、退職給付引当金は 40 である場合の処理は次のとおりです。

《 前の勤務先・法人 A の場合 》

借 方		貸 方	
大区分	中区分（補助科目）	大区分	中区分（補助科目）
固 定 負 債	退職給付引当金 40	固 定 資 産	退職給付引当資産 50
その他のサービス活動外費用	雑損失 10		

《 新たな勤務先・法人 B 》

借 方		貸 方	
大区分	中区分（補助科目）	大区分	中区分（補助科目）
固 定 資 産	退職給付引当資産 50	固 定 負 債	退職給付引当金 40
		その他のサービス活動外収益	雑収益 10

このような場合は退職扱いせず、

- ・ 新たな勤務先・法人 B が、前勤務先・法人 A の掛金累計額と退職給付引当金を引き継ぎます。
- ・ 前勤務先では、掛金累計額(資産)と退職給付引当金(負債)の差額を雑損失に計上し、転職先法人では、その差額を雑収益に計上します。

仮に、「掛金累計額<退職給付引当金」であれば、前勤務先法人が雑収益を、就職先法人が雑損失を計上します。

<参考> 異動時の退職給付引当金額、掛金累計額の見方

【例】

請求月 2016年4月度

請求内訳書

施設 999-02

社会福祉法人

ふみかデイサービスセンター 御中

兵庫県社会福祉協議会

当月会員数	7人
A.当月掛金	87,992
B.請求未処理分	0
C.遡及分過不足	0
D.調整金額	0
A+B+C-D.今回請求	87,992

	本人負担	施設負担	合計
退職者掛金累計額			
転出者掛金累計額	790,164	790,164	1,580,328
転入者掛金累計額			
当月掛金累計額	3,893,082	3,893,082	7,786,164

番号	状態	フリガナ		就職日付	生年月日	本人負担	遡及増減	退職給付引当金
	発生日付	氏名		職種	性別	施設負担	当月増減	掛金累計額(施設負担分)
99999	転入	ヒョウゴ	タロウ	2000/04/01	1960/10/31	6,052		680,936
	2016/03/31	兵庫	太郎	介護職員	男	6,052	12,104	790,164

上記例の場合、当該職員の平成28年3月末日時点での退職給付引当金は680,936円となりますので、前勤務先では、掛金累計額(資産)と退職給付引当金(負債)の差額109,228円をその他のサービス活動外費用に計上し、新たな勤務先(例示施設)が、109,228円をその他のサービス活動外収益に計上します。

(2) 職員の転職その2 ~ 共済に加入していない法人から、共済加入法人への異動の場合~

引き継ぐ資産・負債がないので両法人とも仕訳不要です。
加入法人で新規に積み立てます。

(3) 職員の転職その3 ~ 共済加入法人から、未加入法人への異動の場合~

この場合は退職扱いとなります。「4.退職一時金支払時の処理」(P. 4)をご参照ください。

6. 期末の処理

本共済の決算会計処理については、「事業主掛金累計額・退職一時金期末要支給額内訳書」（以下、掛金累計額・期末要支給額内訳書）により行なってください。

(1)「掛金累計額・期末要支給額内訳書」にもとづく決算会計処理のすすめ方

前期末の退職一時金要支給額（退職給付引当金）と当該年度末の退職一時金要支給額との差額を、退職給付債務の当期発生額として、退職給付費用の勘定科目を用いて事業活動計算書の借方に計上しなくてはなりません。次の手順で処理をお願いいたします。

①「掛金累計額・期末要支給額内訳書」の事業主掛金累計額（記載例「A」の金額）と、貸借対照表：退職給付引当資産 が一致していることを確かめてください。

※職員の属する拠点区分またはサービス区分ごとに退職給付引当資産を計上している場合は、各人の掛金累計額を拠点区分またはサービス区分ごとに再集計してください。

（もし一致しなかったら）

掛金の会計処理または職員退職時の会計処理が間違っている可能性があるため、確認・修正処理をお願いします。

②「掛金累計額・期末要支給額内訳書」の期末要支給額（記載例「B」の金額）と、貸借対照表：退職給付引当金を照合し、その差額について次の会計処理を行なってください。

※職員の属する拠点区分またはサービス区分ごとに退職給付引当金を計上している場合は、各人の期末要支給額を拠点区分またはサービス区分ごとに再集計してください。

期末要支給額 > 退職給付引当金の場合

退職給付費用	****	退職給付引当金	****
--------	------	---------	------

《参考》「事業主掛金累計額・退職一時金期末要支給額内訳書」について

【記載例】

事業主掛金累計額・退職一時金期末要支給額内訳書

平成 27 年 03 月 31 日現在

施設番号 みゆき福祉会

0999-01 みゆき保育園様

NO.	会員番号	氏名	加入月数	事業主掛金 累計額	職員掛金 累計額	退職一時金 支給額	期末要支給額 (支給額-職員掛金累計額)
1	000001	兵庫 春子	240 ヶ月	552,456	552,456	1,414,200	861,744
2	000002	京都 夏子	180 ヶ月	535,740	535,740	1,238,600	702,860
3	000003	大阪 一郎	132 ヶ月	567,600	567,600	1,237,300	669,700
4	000005	和歌山秋子	108 ヶ月	673,080	673,080	1,385,100	712,020
5	000007	滋賀 冬美	96 ヶ月	461,076	461,076	1,018,000	556,924
6	000008	奈良 二郎	84 ヶ月	419,460	419,460	838,000	418,540
7	000010	神戸 和子	72 ヶ月	215,700	215,700	424,400	208,700
8	000011	三重みどり	48 ヶ月	267,096	267,096	311,900	44,804
9	000012	岡山 健一	36 ヶ月	230,544	230,544	265,100	34,556
10	000013	広島 恵子	6 ヶ月	29,952	29,952	29,900	0
合計			10 名	3,952,704	3,952,704	8,162,500	4,209,848

↑↑
事業主掛金累計額
(A)

↑↑
期末要支給額
(B)

【「掛金累計額・期末要支給額内訳書」に記載される加入者について】

当該年度の 3 月現在の加入者を、期末の在籍者として作成しています。

- ・ 掛金中断中の加入者も含みます。
- ・ 当該年度の 3 月 10 日までに県社協に到着した諸届は反映されています。
※ 当該年度末日までに退職していても、退職届が提出されていない加入者は含まれています。記載内容に漏れや誤りがないか、確認をお願いいたします。

(2) 決算処理の例

○県社協からの3月末現在の通知では

事業主掛金累計額 150 期末要支給額 380

○決算直前の帳簿残高では

退職給付引当資産 150 退職給与引当金 260

この場合の処理については、次のようになります。

借 方			貸 方		
大区分	中区分（補助科目）		大区分	中区分（補助科目）	
人 件 費	退職給付費用	120	固 定 負 債	退職給付引当金	120

注意：県社協と法人とで次のような対応関係があり、それぞれ同額となります。

県社協		法 人
事業主掛金累計額	—	固定資産：退職給付引当資産
期末要支給額	—	固定負債：退職給付引当金

事業主累計額と固定資産：

退職給付引当資産は、掛金徴収をはじめとする、通常の仕訳が正確に行われていれば、必ず一致します。不一致の場合は、再度仕訳をチェックしてみてください。

期末要支給額と固定負債：

退職給付引当金は、期末要支給額の方が退職給付引当金よりも大きければ、その差額を上記仕訳処理します。

※ 期末要支給額とは、法人の職員が期末時点で退職するとすれば支払われることになる退職金（退職給付金から職員掛金累計額を控除した金額）をいいます。